

農薬の残留基準が見直されます

農薬の飛散には一層気をつけましょう

平成18年5月29日に残留農薬の**ポジティブリスト制度**が施行されます。
 残留農薬基準値（暫定基準 含む）のない農薬に一律の基準値（0.01ppm）が適用されます。
 基準値をオーバーした食品は、食品衛生法の規定により流通が原則禁止されます。

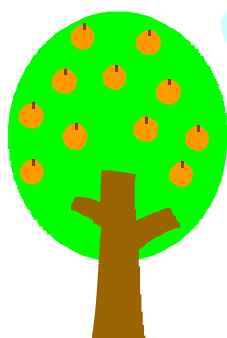
〔 国際的な基準（コーデックス基準）や外国の基準を参考にして暫定的に定められた基準〕

農薬を使用するときには、これまでどおり、
 ラベルの表記内容を確認し、農薬使用基準を守りましょう。

そして、

これまで以上に注意が必要なのは

農薬の飛散です。



こんな場合は特に注意が必要です

- ・飛散しやすい剤型（粉剤、液剤）を使う場合。
- ・飛散しやすい防除機を使う場合。
 （スピードスプレーヤ、ブームスプレーヤ、ラジコンヘリ等）
- ・同じほ場に多品目の作物を栽培している場合。
- ・他の作物や隣の田畑が近接し、間に遮へい物がない場合。
- ・収穫間近の作物が近くにある場合。
- ・農薬の残留しやすい農作物 が近くにある場合。
 軽量の葉菜類、莢（さや）を食べる豆類、軽量の果菜類など

問い合わせ先

最寄りの農業改良普及課

尾張農林水産事務所農業改良普及課	052-961-7211(代)	西三河農林水産事務所安城農業改良普及課	0566-76-2400
同 一宮支所農業改良普及課	0587-21-2511	豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課	0565-36-6639
同課 江南駐在室	0587-56-3703	同課 足助駐在室	0565-62-0502
海部農林水産事務所農業改良普及課	0567-65-4312	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課	0536-62-0546
知多農林水産事務所農業改良普及課	0569-21-8111(代)	同 新城農業改良普及課	0536-23-2111(代)
西三河農林水産事務所農業改良普及課	0564-23-1211(代)	東三河農林水産事務所農業改良普及課	0532-63-3529
同課 西尾駐在室	0563-57-4154	同 渥美農業改良普及課	0531-22-0381

農林水産部農業経営課 電話 052-954-6411（ダイヤルイン）



飛散防止対策をチェックしてみましょう

チェックできる項目を多くしてリスクを低くすることが大切です

飛散の影響が少ない環境づくり

近接ほ場(又は同一ほ場内)の他作物との間に距離をあける。

- ・ブームスプレーヤーでは20m、スピードスプレーヤーでは50m飛散した事例があります。近接ほ場との距離が近いなら、遮へい物設置や周辺部の小型防除器具による散布などの飛散防止対策をできるだけ多く取り入れます。
- ・同一ほ場内に複数の作物があるなら、作物同士の距離をあけます。防除する場合は、粒剤やスポット散布などの対策をできるだけ多く取り入れます。

近接ほ場との間に遮へい物を設ける。

- ・ネットや垣根等を利用します。ネットは網目1mm以下で高い効果があります。

飛散しにくい散布手法の利用

飛散しにくい薬剤を選択する。

- ・粒剤など飛散しにくい剤を利用します。粉剤をDL粉剤(飛散しにくい粉剤)に替えることも飛散抑制になります。
- ・病害虫の局所的な発生なら、局所散布を検討しましょう。

防除面積や用途に応じた防除器具、散布ノズルを選択する。

- ・必要以上に散布距離の長い防除器具は使用しないようにします。近接作物があれば小型防除器具による散布にします。
- ・除草剤は専用のノズルを使用します。必要以上に霧状となるノズルは、飛散しやすくなります。

近接作物への安全性の配慮

近接作物にも、適用のある農薬を使用する。

近接作物に適用がない農薬を使用する場合、十分大きい残留基準値が設定されている農薬を選択する。 注

→ 選択できなければ、他の防除法や残留の問題がない農薬(生物農薬等)を検討しましょう。農薬を使わざるを得ないなら、効果の高い飛散防止対策を組み合わせるようにしましょう。

近接作物が収穫間近なら、散布をしばらく見合わせたり、収穫を早めたりする。

飛散の恐れがある近接ほ場の生産者にあらかじめ連絡しておく。

- ・日頃から、収穫時期や防除時期に関する情報を相互に交換しておくことが大切です。

散布時の風への対応

朝夕など風の影響が少ない時間を選ぶ。

→ 風の影響があると判断すれば散布を見合わせます。旗がなびいていたり、木の葉や細い枝が絶えず動くようなら風速が3m/秒以上あり、風の影響を受けやすいことから、散布見合わせの目安とします。

散布時の注意

飛散の危険性が高い地点では、飛散しにくい散布手法に切り替える。

- ・ほ場周辺で近接して他の作物があれば、小型防除器具による散布に切り替えます。

風向きに注意して散布する。

他の作物の方向に散布しないように作業する。

- ・ブームスプレーヤーなど大型散布機器では、旋回時には散布を止めるなど細かな操作が大切です。

作物にできるだけ近い位置で散布する。

- ・ブームスプレーヤーでは、ノズルと作物との間があきすぎないように調整します(40cm程度が適当)。

必要以上の散布圧にしない。また、散布量が多くなりすぎないような稀釈倍数とする。

無人ヘリは、利用技術指導指針等に記載されている飛散防止対策も遵守してください。

注 例えば、一律基準値(0.01ppm)ではなくもっと大きい基準値が設定されている農薬を選択します。しかし、この対策だけでは十分ではなく、ほかの対策も取り入れることが必要です。